

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	美郷町坂本東嶽邸管理規則第 5 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町坂本東嶽邸管理規則第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町坂本東嶽邸管理規則 （観覧及び使用の申込み） 第 5 条 東嶽邸使用の許可を受けようとする者は、坂本東嶽邸観覧申請書（様式第 1 号）又は坂本東嶽邸使用許可申請書（様式第 2 号）を、観覧及び使用しようとする日の前 7 日までに管理長に提出しなければならない。ただし、20 名以下の場合には観覧申請書の提出を省略することができる。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、同項の期間外の申込みについても受理することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	使用日前 7 日までに申請(5)
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日